

令和5年度認可外保育施設集団指導資料
【居宅訪問型保育事業（ベビーシッター）】

- 1 指導監督について
- 2 各種届出・報告について
- 3 安全計画の策定に関する留意事項等について
- 4 研修の受講について
- 5 利用者への情報提供について
- 6 指導監督基準の理解促進について

1 指導監督について

(1) 集団指導について

児童福祉法等に基づき小学校就学前子どもの安全確保等の観点から、保育の内容や保育環境が適切に確保されているか否かを確認するため、実地指導に代えて、講習等の方法により年に1回集団指導を実施するものです。

今年度は、資料の確認及び自主点検表等の提出をもって集団指導の実施に代えるものとします。

(2) 立入調査について

居宅訪問型事業所において苦情等の内容が深刻であるとき、若しくはその件数が多いとき又は研修を長期間受講していない保育従事者が多いときなど、市が立入調査を必要と判断した場合は立入調査を実施することがあります。

(3) 特別立入調査について

居宅訪問型事業所において死亡事故等の重大な事故が発生した場合、小学校就学前子どもの生命・心身・財産に重大な被害が生じるおそれが認められる場合又は利用者から苦情や相談が寄せられている場合等であって、小学校就学前子どもの処遇上の観点から施設に問題があると認められるときには、届出対象施設であるか否かにかかわらず、随時、特別に立入調査を実施することがあります。

具体的な指導の流れについては【資料1】「認可外保育施設指導監督 指導監査フロー図（ベビーシッター）」を参照してください。

2 各種届出・報告について

(1) 届出について

事業開始後、届出の内容に変更があった場合や、事業の休止・廃止をする場合には1か月以内に届出が必要となります。

事業者が下表に該当する場合は、こども政策課に届出書類をご提出ください。

届出が必要な場合	届出書類
市内で転居した場合	【資料2】事業内容等変更届 【資料3】休止・廃止届
市外へ転居した場合	
事業を休止したとき	
事業を廃止したとき	

※上記の届出を怠り又は虚偽の届出をした場合は過料が課せられる場合があります（児童福祉法第62条の4）

(2) 幼児教育・保育の無償化について

令和元年10月より「幼児教育・保育の無償化」が開始されました。認可外のベビーシッター事業者が無償化の対象となるためには、申請が必要です。

また、令和6年10月以降、国が定める「認可外保育施設指導監督基準」を満たさない施設については、無償化の対象ではなくなりますのでご注意ください。

なお、利用者についても保育の必要性の認定を受けている必要があります。

詳しくはこども政策課へお問い合わせください。

[申請様式] 【資料4】 特定子ども・子育て支援施設等確認申請書

(3) 報告について

① 運営状況の報告

居宅訪問型事業者は、事業の運営状況について毎年報告が必要です。

毎年6月頃、市から報告に必要となる「運営状況報告書」を送付しますので、必ず指定された期日までに提出してください。

② 重大事故の報告

居宅訪問型事業において、重大な事故が発生した場合、市への報告が必要です。

報告の対象となる事故の範囲は以下の通りです。

- 1) 死亡事故
- 2) 治療に要する期間が30日以上を負傷や疾病を伴う重篤な事故等
 ※意識不明（人工呼吸器を付ける、ICUに入る等）の事故を含み、
 意識不明の事故についてはその後の経過にかかわらず、事案が生

じた時点で報告が必要となります。

[報告様式]【資料5】教育・保育施設等 事故報告様式

③長期に滞在している小学校就学前子どもについて

居宅において、24時間継続して概ね5日以上滞在し保育をしている小学校就学前子どもがいる場合、市への報告が必要です。

[報告様式]【資料6】長期に滞在している児童について

3 安全計画の策定に関する留意事項等について

居宅訪問型事業所においても、令和5年4月1日より、安全計画の策定が義務付けされました。

【資料7】「保育所等における安全計画の策定に関する留意事項等について」及び【資料8】「認可外保育施設保育安全計画（居宅訪問型保育事業者）（ひな型）」を参考に、安全計画を策定してください。

4 研修の受講について

(1)研修受講の義務化

居宅訪問型事業者は、保育士又は看護師（准看護師含む）資格をお持ちの方を除き、一定の研修受講が義務となっています。

【「一定の研修」の具体例】

①地方自治体が行う保育に従事する者に関する研修

例) 埼玉県が実施する「子育て支援員研修」（「地域型保育コース（地域型保育）」）

川越市が実施する「子育て支援員研修」（「地域型保育コース」）

②全国保育サービス協会が実施する居宅訪問型保育研修

例) ベビーシッター養成研修、ベビーシッター現任研修

(2)研修修了の報告

一定の研修を受講した場合は、受講修了後速やかに修了証の写しを市に提出してください。

5 利用者への情報提供について

居宅訪問型事業者は、以下の内容について書面等により利用者へ提示することが義務付けられています。

登録しているマッチングサイト上で利用者が以下の内容全てを確認できる場合はそれにより情報提供がなされているものとみなされます。ただし、1つでも不足項目がある場合は、事業者自ら利用者へ別途情報提供する必要があります。必要に応じて【資料9】「提供サービス内容書（利用者への情報提供ひな型）」をご活用ください。

【情報提供項目】

- 氏名（又は事業者名称）及び所在地
- 事業を開始した年月日
- 保育提供可能時間
- 提供するサービスの内容及び当該サービスの提供につき利用者が支払うべき額
- 定員（原則1人）
- 保育士又は看護師（准看護師含む）資格の保有状況
- 研修の受講状況
- 保育する児童に関して契約している保険の種類、保険事故及び保険金額
- 提携している医療機関の名称、所在地及び提携内容
- 緊急時等における対応方法
- 非常災害対策
- 虐待の防止のための措置に関する事項

6 指導監督基準の理解促進について

居宅訪問型事業者の質の維持・向上のため、厚生労働省において、認可外保育施設運営者及び職員向けに認可外保育施設指導監督基準の理解を深める資料等が作成されましたので、参考としてください。

(1) 認可外保育施設の運営のポイント

【資料10】「認可外保育施設の運営のポイント」は、指導監督基準を守ることの必要性やメリット等について簡単にまとめられたものです。

(2) 動画「認可外保育施設が守るべき8項目」

この動画は、認可外保育施設指導監督基準について解説した動画となっています。

URL：<https://www.youtube.com/watch?v=Vb-74YGN8mg>

(3) 見落としがちな指導監督基準項目チェックリスト

【資料11】「見落としがちな指導監督基準項目チェックリスト（個人のベビーシッター）」は、毎年の上位調査において、基準に適合していない項目として上位に挙げられる項目の中で、多大なコストや労力をかけず、少しの意識付けにより改善できると考えられるものを中心にまとめられたものです。

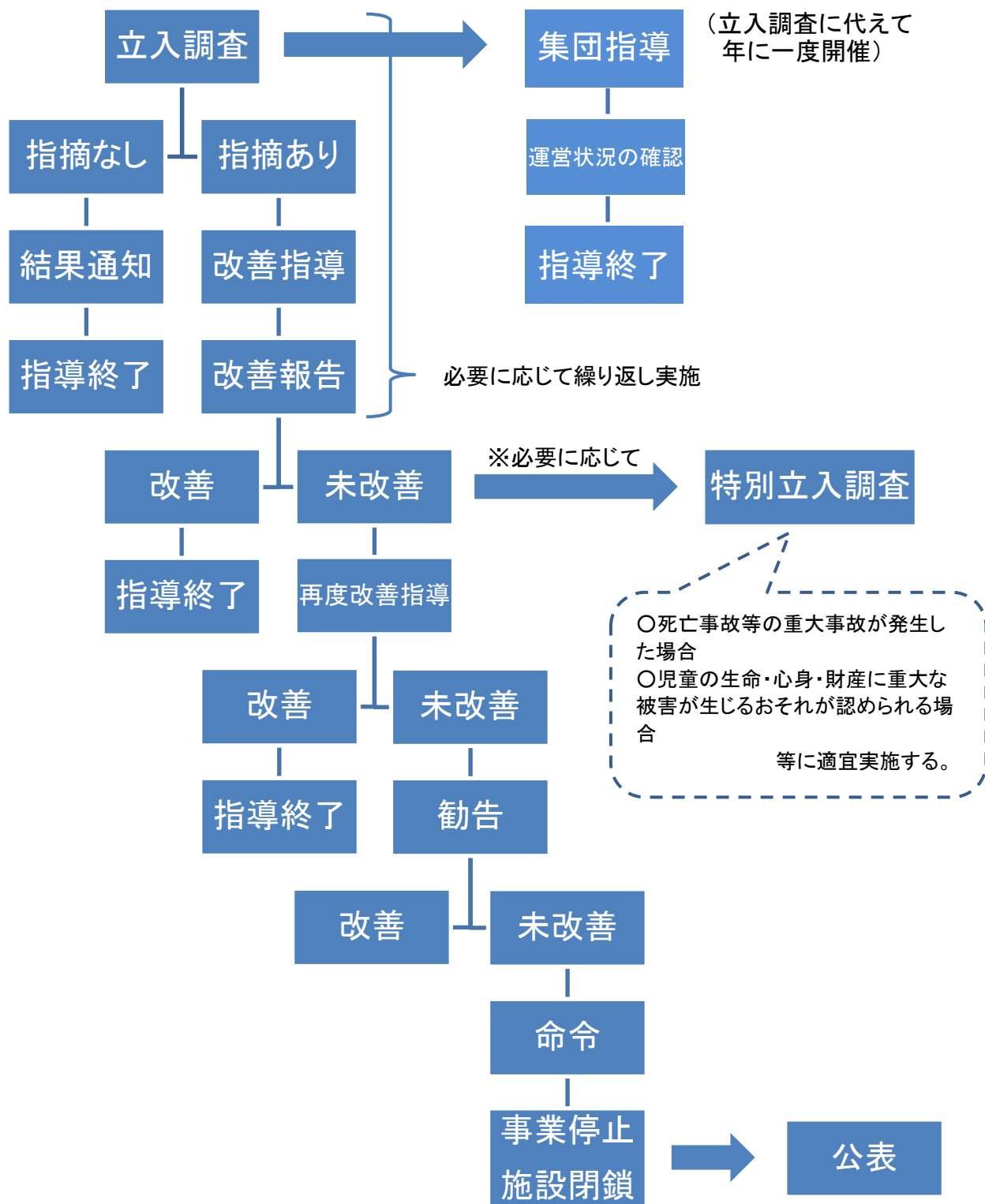
URL：https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kodomo/kodomo_kosodate/hoiku/index.html

（厚生労働省HP「保育関係」に移動します。当チェックリストは、「10 認可外保育施設関係」欄にあります。）

参考資料集

- 資料 1 認可外保育施設指導監督 フロー図（ベビーシッター）
- 資料 2 事業内容等変更届（様式 8）
- 資料 3 休止・廃止届（様式 9）
- 資料 4 特定子ども・子育て支援施設等確認申請書（様式第 17 号）
- 資料 5 教育・保育施設等 事故報告様式
- 資料 6 長期に滞在している児童について（様式 7）
- 資料 7 保育所等における安全計画の策定に関する留意事項等について
- 資料 8 認可外保育施設保育安全計画（居宅訪問型保育事業者）（ひな型）
- 資料 9 提供サービス内容書（利用者への情報提供ひな型）
- 資料 10 認可外保育施設の運営のポイント
- 資料 11 見落としがちな指導監督基準項目チェックリスト（個人のベビーシッター）

認可外保育施設指導監督 フロー図(ベビーシッター)



資料2

(様式8) (第59条の2第2項)

認可外保育施設事業内容等変更届

令和 年 月 日

川 越 市 長

住 所
氏 名 (又は名称)
代表者

認可外保育施設の事業内容等に下記のとおり変更が生じたので、児童福祉法第59条の2第2項の規定により、関係書類を添えて次のとおり届け出ます。

- 1 施設の名称及び所在地
- 2 設置年月日
- 3 変更事項
- 4 変更内容
(1) 変更前
(2) 変更後
- 5 変更事由
- 6 変更年月日

※添付書類は、施設平面図（新旧）等

資料3

(様式9) (第59条の2第2項)

認可外保育施設 [休止・廃止] 届出書

令和 年 月 日

川 越 市 長

住 所
氏 名 (又は名称)
代表者

私の設置する認可外保育施設について、下記のとおり [休止・廃止] 致しましたので、児童福祉法第59条の2第2項の規定により届け出いたします。
なお、事業を再開した際は、改めて設置届出書を提出いたします。

- 1 施設の名称及び所在地
- 2 設置年月日
- 3 [休止・廃止] 年月日
- (4 事業再開見込み年月日)
- 5 [休止・廃止] 理由

資料4

様式第17号（第13条関係）

特定子ども・子育て支援施設等確認申請書

年 月 日

(提出先)
川越市長

所在地
申請者 名称

代表者氏名 ㊟

(法人以外の者にあつては、住所及び氏名)

特定子ども・子育て支援施設等の確認を受けたいので、子ども・子育て支援法第58条の2の規定により、次のとおり関係書類を添えて申請します。

設置主体	<input type="checkbox"/> 法人 <input type="checkbox"/> 国立大学法人 <input type="checkbox"/> 公立大学法人 <input type="checkbox"/> 学校法人 <input type="checkbox"/> 社会福祉法人 <input type="checkbox"/> 株式会社 <input type="checkbox"/> NPO法人 <input type="checkbox"/> その他法人 <input checked="" type="checkbox"/> 法人以外 <input checked="" type="checkbox"/> 個人 <input type="checkbox"/> 任意団体										
フリガナ 施設等の名称											
施設等の種類	<input type="checkbox"/> 認定こども園 <input type="checkbox"/> 幼稚園 <input type="checkbox"/> 特別支援学校幼稚部 <input checked="" type="checkbox"/> 認可外保育施設 <input type="checkbox"/> 預かり保育事業（在園児を対象） <input type="checkbox"/> 一時預かり事業（在園児以外を対象） <input type="checkbox"/> 病児保育事業 <input type="checkbox"/> 子育て援助活動支援事業										
施設等の所在地 及び連絡先	(郵便番号) <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 25%;">電話番号</td> <td style="width: 25%;"></td> <td style="width: 25%;">ファクシミリ番号</td> <td style="width: 25%;"></td> </tr> <tr> <td>電子メールアドレス</td> <td colspan="3"></td> </tr> </table>			電話番号		ファクシミリ番号		電子メールアドレス			
電話番号		ファクシミリ番号									
電子メールアドレス											
設置者等	フリガナ 法人等名称										
	主たる事務所の所在地及び 連絡先	(郵便番号)									
	代表者の職名、氏名及び 生年月日	職名	フリガナ 氏名	生年月日 年 月 日							
	代表者の住所	(郵便番号)									
	認可(認定)年月日	年 月 日	事業開始(予定)年月日	年 月 日							
管理者の 氏名及び生年月日	フリガナ 氏名	生年月日	年 月 日 (満 歳)								
管理者の住所	(郵便番号)										

確認申請書別紙（認可外保育施設 居宅訪問型保育事業）

1. 届出等に関する事項

児童福祉法第59条の2第1項の規定による届出を行った年月日	年 月 日
事業開始（予定）年月日	年 月 日
認可外保育施設指導監督基準を満たす証明書の交付の有無	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無
認可外保育施設指導監督基準を満たす予定の年月日※	年 月 日

※認可外保育施設指導監督基準を満たす旨の証明書が交付されていない施設のみ記入してください

2. 施設に関する事項

施設の種類	<input type="checkbox"/> 児童福祉法第6条の3第11項の規定による業務を目的とする施設以外 <input checked="" type="checkbox"/> 児童福祉法第6条の3第11項の規定による業務を目的とする施設				
名称					
所在地	〒 — — — — —				
	TEL : — — — — — メールアドレス :				
管理者 (申請者)	職名	フリガナ			
		氏名			
	住所		生年 月日	昭和 平成	年 月 日

3. 運営に関する事項

(1) 開所時間・保育提供可能時間

	通常開所時間/通常保育提供可能時間	時間外開所時間/時間外保育提供可能時間	備考
平日	～	～	
土曜日	～	～	
日・祝祭日	～	～	

※24時間表記で記入してください。

(2) 提供するサービス内容

提供するサービス種別	対象年齢※			
<input type="checkbox"/> 月極契約	歳	ヶ月～	歳	ヶ月
<input type="checkbox"/> 定期利用	歳	ヶ月～	歳	ヶ月
<input type="checkbox"/> 一時預かり	歳	ヶ月～	歳	ヶ月
<input type="checkbox"/> 夜間保育	歳	ヶ月～	歳	ヶ月
<input type="checkbox"/> 24時間保育	歳	ヶ月～	歳	ヶ月
<input type="checkbox"/> その他 ()	歳	ヶ月～	歳	ヶ月

※1歳未満児の場合のみ、月齢まで記入してください。

(3) 利用料金等

	保育料				
	月極額	定期契約	一時預かり	夜間保育	24時間保育
0 歳 児					
1 歳 児					
2 歳 児					
3 歳 児					
4 歳 児					
5 歳 児					
保育料 以外の利用料	総額	入会金	キャンセル料	日用品費・文房具費	行事参加費
		食事代	通園送迎費	()	()

※歳児により料金が異なる場合は、料金がわかるものを別途添付して下さい。

(4) 入所定員

0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	合計
						1人

※定員は
原則 1 : 1

(5) 資格等の内訳

資格等	有するものに○
保育士	
看護師	
准看護師	
居宅訪問型保育研修（基礎研修）修了者	
子育て支援員研修（地域保育コース）修了者	
子育て支援員研修（上記以外）修了者	
家庭的保育者等研修 修了者	
その他（ ）	

(6) 研修受講状況

※ 児童福祉法第6条の3第11項に規定する業務を目的とする事業者は、必ず記入のこと。

研修等参加状況

- 参加 受講日： 年 月 日 研修名：
.....
受講日： 年 月 日 研修名：
.....
受講日： 年 月 日 研修名：
.....

無

(添付書類)

- ~~1 定款、寄付行為等及びその登記事項証明書（法人の場合）~~
- 2 誓約書（参考様式1）
- 3 児童福祉法第59条の2の規定により届け出た認可外保育施設設置届及び変更届の写し（上記記載事項の最新の状況を確認するため必要なものの抜粋で差し支えない）
- 4 料金表及び利用案内・パンフレット
- ~~5 認可外保育施設指導監督基準を満たす旨の証明書の写し又は基準への適合（見込み）状況を説明する書類~~
- 6 研修の受講状況に関して、研修の修了証の写し等の研修を受講したことや参加したことが分かる書類

誓 約 書 (特定子ども・子育て支援施設等)

子ども・子育て支援法施行規則第53条の2の規定による申請をするに当たり、下記の事項を誓約します。

誓約者 (申請者及びその役員又はその長及び管理者)			
役職名	フリガナ 氏 名 (署名又は記名押印)	生年月日	住所
	印		
	印		
	印		
	印		
	印		
	印		
	印		
	印		
	印		
	印		
	印		
	印		
	印		

記

- 1 申請者は、子ども・子育て支援法第58条の10第2項に掲げる者ではありません。
- 2 申請者の役員又はその長は、子ども・子育て支援法施行令第22条の3第2項に掲げる者ではありません。

※申請者が法人の場合にあつては、役員 (理事及び監事) 全員が誓約すること。

(参考) 子ども・子育て支援法

(確認の取消し等)

第五十八条の十 市町村長は、次の各号のいずれかに該当する場合には、当該特定子ども・子育て支援施設等に係る第三十条の十一第一項の確認を取り消し、又は期間を定めてその確認の全部若しくは一部の効力を停止することができる。

- 一 特定子ども・子育て支援提供者が、第五十八条の三第二項の規定に違反したと認められるとき。
 - 二 特定子ども・子育て支援提供者（認定こども園の設置者及び第七条第十項第八号に掲げる事業を行う者を除く。）が、前条第六項各号に掲げる子ども・子育て支援施設等の区分に応じ、当該各号に定める認可若しくは認定を受け、又は届出を行った施設等利用費の支給に係る施設又は事業として適正な子ども・子育て支援施設等の運営をすることができなくなったと当該認可若しくは認定を行い、又は届出を受けた都道府県知事（指定都市等所在届出保育施設については当該指定都市等又は児童相談所設置市の長とし、指定都市等所在認定こども園において行われる第七条第十項第五号に掲げる事業については当該指定都市等の長とし、指定都市等又は児童相談所設置市の区域内において行われる同項第六号又は第七号に掲げる事業については当該指定都市等又は児童相談所設置市の長とする。）が認めたとき。
 - 三 特定子ども・子育て支援提供者（第七条第十項第四号に掲げる施設の設置者又は同項第五号、第七号若しくは第八号に掲げる事業を行う者に限る。）が、それぞれ同項第四号、第五号、第七号又は第八号の内閣府令で定める基準に従って施設等利用費の支給に係る施設又は事業として適正な特定子ども・子育て支援施設等の運営をすることができなくなったとき。
 - 四 特定子ども・子育て支援提供者が、第五十八条の四第二項の内閣府令で定める特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準に従って施設等利用費の支給に係る施設又は事業として適正な特定子ども・子育て支援施設等の運営をすることができなくなったとき。
 - 五 特定子ども・子育て支援提供者が、第五十八条の八第一項の規定により報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示を命ぜられてこれに従わず、又は虚偽の報告をしたとき。
 - 六 特定子ども・子育て支援提供者又は特定子ども・子育て支援を提供する施設若しくは事業所の職員が、第五十八条の八第一項の規定により出頭を求められてこれに応ぜず、同項の規定による質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。ただし、当該職員がその行為をした場合において、その行為を防止するため、当該特定子ども・子育て支援提供者が相当の注意及び監督を尽くしたときを除く。
 - 七 特定子ども・子育て支援提供者が、不正の手段により第三十条の十一第一項の確認を受けたとき。
 - 八 前各号に掲げる場合のほか、特定子ども・子育て支援提供者が、この法律その他国民の福祉若しくは学校教育に関する法律で政令で定めるもの又はこれらの法律に基づく命令若しくは処分に違反したとき。
 - 九 前各号に掲げる場合のほか、特定子ども・子育て支援提供者が、教育・保育その他の子ども・子育て支援に関し不正又は著しく不当な行為をしたとき。
 - 十 特定子ども・子育て支援提供者が法人である場合において、当該法人の役員若しくはその長又はその事業所を管理する者その他の政令で定める使用人のうちに過去五年以内に教育・保育その他の子ども・子育て支援に関し不正又は著しく不当な行為をした者があるとき。
 - 十一 特定子ども・子育て支援提供者が法人でない場合において、その管理者が過去五年以内に教育・保育その他の子ども・子育て支援に関し不正又は著しく不当な行為をした者であるとき。
- 2 前項の規定により第三十条の十一第一項の確認を取り消された子ども・子育て支援施設等である施設の設置者又は事業を行う者（政令で定める者を除く。）及びこれに準ずる者として政令で定める者は、その取消しの日又はこれに準ずる日として政令で定める日から起算して五年を経過するまでの間は、第五十八条の二の申請をすることができない。

子ども・子育て支援法施行令

(法第五十八条の十第二項の政令で定める者等)

第二十二條の三 法第五十八条の十第二項の同條第一項の規定により法第三十條の十一第一項の確認を取り消された子ども・子育て支援施設等（法第七條第十項に規定する子ども・子育て支援施設等をいう。以下この條において同じ。）である施設の設置者又は事業を行う者（以下この條において「確認取消提供者」という。）から除く政令で定める者は、当該確認の取消しの処分理由となった事実及び当該事実に関して当該確認取消提供者が有していた責任の程度を考慮して、法第五十八条の十第二項の規定を適用しないこととすることが相当であると認められる者として内閣府令で定める者に該当する者とする。

2 法第五十八条の十第二項の確認取消提供者（前項に規定する者を除く。第一号及び第二号において同じ。）に準ずる者として政令で定める者は、次の各号に掲げる者のいずれかに該当する子ども・子育て支援施設等である施設の設置者又は事業を行う者とし、同條第二項の政令で定める日は、当該者の当該各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日とする。

一 確認取消提供者において、当該確認の取消しの処分に係る行政手続法第十五條の規定による通知があった日前六十日以内に、次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める者であった者当該確認の取消しの日

イ 当該確認取消提供者が法人である場合その役員等（役員又は使用人であつて、特定子ども・子育て支援を提供する施設又は事業所を管理する者をいう。第五号イ及び第七号において同じ。）

ロ 当該確認取消提供者が法人以外の者である場合その特定子ども・子育て支援を提供する施設又は事業所を管理する者

二 法人であつて、その者と密接な關係を有する者が確認取消提供者であるもの当該確認の取消しの日

三 法第五十八条の十第一項の規定による法第三十條の十一第一項の確認の取消しの処分に係る行政手続法第十五條の規定による通知があった日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に、法第五十八条の六第一項の規定による法第三十條の十一第一項の確認の辞退（以下この号から第五号までにおいて「確認辞退」という。）をした者（当該確認辞退について相当の理由がある者を除く。次号及び第五号において同じ。） 当該確認辞退の日

四 法第五十八条の八第一項の規定による検査が行われた日から聴聞決定予定日（当該検査の結果に基づき法第五十八条の十第一項の規定による法第三十條の十一第一項の確認の取消しの処分に係る聴聞を行うか否かの決定をすることが見込まれる日として内閣府令で定めるところにより市町村長がその者に当該検査が行われた日から十日以内に特定の日を通知した場合における当該特定の日をいう。）までの間に、確認辞退をした者当該確認辞退の日

五 第三号に規定する期間内に確認辞退をした者において、同号の通知の日前六十日以内に、次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める者であった者当該確認辞退の日

イ 当該確認辞退をした者が法人である場合その役員等

ロ 当該確認辞退をした者が法人以外の者である場合特定子ども・子育て支援を提供する施設又は事業所を管理する者

六 教育・保育その他の子ども・子育て支援に関し不正又は著しく不当な行為をした者当該行為をした日

七 法人であつて、その役員等のうちに前各号（第二号を除く。）に掲げる者のいずれかに該当する者のあるもの当該各号に定める日

八 法人以外の者であつて、その特定子ども・子育て支援を提供する施設又は事業所を管理する者が前各号（第二号及び前号を除く。）に掲げる者のいずれかに該当するもの当該各号に定める日

教育・保育施設等 事故報告様式

事故報告日				報告回数					
認可・認可外				施設・事業種別					
自治体名				施設名					
所在地				開設(認可)年月日					
設置者 (社名・法人名・自治体名等)				代表者名					
在籍子ども数	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳以上	学童	合計	
教育・保育従事者数	名			うち保育教諭・幼稚園教諭・保育士			名		
うち常勤教育・保育従事者	名			うち常勤保育教諭・幼稚園教諭・保育士			名		
保育室等の面積	乳児室	m ²	ほふく室	m ²	保育室	m ²	遊戯室	m ²	
		m ²		m ²		m ²		m ²	
発生時の体制		名	教育・保育従事者		名	うち保育教諭・幼稚園教諭・保育士		名	
	異年齢構成の場合の内訳	0歳	名	1歳	名	2歳	名	3歳	名
		4歳	名	5歳以上	名	学童	名		
事故発生日				事故発生時間帯					
子どもの年齢 (月齢)	所属クラス			入園・入所年月日					
子どもの性別				事故誘因					
事故の転帰				(負傷の場合)負傷状況					
(死亡の場合)死因				(負傷の場合)受傷部位					
病状・死因等 (既往歴)	【診断名】								
	【病状】								
	【既往症】				病院名				
特記事項 (事故と因子関係がある場合に、身長、体重、既往歴・持病・アレルギー、発育・発達状況、発生時の天候等を記載)									
発生場所									
発生時状況									
発生状況 (当日登園時からの健康状況、発生後の処置を含め、可能な限り詳細に記入。第1報においては可能な範囲で記入し、2報以降で修正すること)									
当該事故に特徴的な事項									
発生後の対応 (報道発表を行う(行った)場合にはその予定(実績)を含む)									

※ 第1報は赤枠内について報告してください。第1報は原則事故発生当日(遅くとも事故発生翌日)、第2報は原則1か月以内程度に行うとともに、状況の変化や必要に応じて追加報告してください。また、事故発生の要因分析や検証等の結果については、でき次第報告してください。
 ※ 第2報報告に当たっては、記載内容について保護者の了解を得た後に、各自治体へ報告してください。
 ※ 記載欄は適宜広げて記載してください。
 ※ 直近の指導監査の状況報告を添付してください。
 ※ 発生時の状況図(写真等を含む。)を添付してください。なお、遊具等の器具により発生した場合には、当該器具のメーカー名、製品名、型式、構造等についても記載してください。

教育・保育施設等 事故報告様式【事故再発防止に資する要因分析】

要因	分析項目	記載欄【選択肢の具体的内容を記載】
ソフト面 (マニュアル、研修、職員配置等)	事故予防マニュアルの有無	(具体的内容記載欄)
	事故予防に関する研修	実施頻度()回/年 (具体的内容記載欄)
	職員配置	(具体的内容記載欄)
	その他考えられる要因・分析、特記事項	
	改善策【必須】	
ハード面 (施設、設備等)	施設の安全点検	実施頻度()回/年 (具体的内容記載欄)
	遊具の安全点検	実施頻度()回/年 (具体的内容記載欄)
	玩具の安全点検	実施頻度()回/年 (具体的内容記載欄)
	その他考えられる要因・分析、特記事項	
	改善策【必須】	
環境面 (教育・保育の状況等)	教育・保育の状況	
	その他考えられる要因・分析、特記事項	
	改善策【必須】	
人的面 (担当保育教諭・幼稚園教諭・保育士、保育従事者、職員の状況)	対象児の動き	(具体的内容記載欄)
	担当職員の動き	(具体的内容記載欄)
	他の職員の動き	(具体的内容記載欄)
	その他考えられる要因・分析、特記事項	
	改善策【必須】	
その他	その他考えられる要因・分析、特記事項	
	改善策【必須】	
【所管自治体必須記載欄】 事故発生の要因分析に係る自治体コメント ※事業所(者)は記載しないでください。		

【事故報告様式送付先】

- 幼保連携型認定こども園及び企業主導型保育事業について
 - ・内閣府 子ども・子育て本部 (FAX: 03-3581-2808 Email:kodomokosodatei@cao.go.jp)
- 幼稚園及び幼稚園型認定こども園の教育活動中の事故について
 - ・文部科学省 初等中等教育局 幼児教育課 (FAX: 03-6734-3736 Email:youji@mext.go.jp)
- 幼稚園及び幼稚園型認定こども園への通園中や園における製品に関する事故、園の安全管理に関する事故について
 - ・文部科学省 初等中等教育局 健康教育・食育課 (FAX: 03-6734-3794 Email:anzen@mext.go.jp)
- 認可保育所、保育所型認定こども園、地方裁量型認定こども園、地域型保育事業、一時預かり事業(認定こども園(幼保連携型、幼稚園型)、幼稚園で実施する場合以外のもの)、病児保育事業(認定こども園(幼保連携型、幼稚園型)、幼稚園で実施する場合以外のもの)、地方単独保育施設、その他の認可外保育施設、認可外の居宅訪問型保育事業について
 - ・厚生労働省 子ども家庭局 総務課少子化総合対策室 (FAX: 03-3595-2313 Email:hoikuanzen@mhlw.go.jp)
- こちらへも報告してください
 - ・消費者庁 消費者安全課 (FAX: 03-3507-9290 Email:i.syouhisya.anzen@caa.go.jp)

プルダウンメニュー別表（水色のセルには以下の選択肢から選んだものを記載してください）

項目	以下の中から選択してください
事故報告日	1. 令和2年～令和10年 2. 1月～12月 3. 1日～31日
報告回数	1. 第1報 2. 第2報 3. 第3報 4. 第4報以降
認可・認可外	1. 認可 2. 認可外 3. その他
施設・事業種別	1. 幼保連携型認定こども園 2. 幼稚園型認定こども園 3. 保育所型認定こども園 4. 地方裁量型認定こども園 5. 幼稚園 6. 認可保育所 7. 小規模保育事業 8. 家庭的保育事業 9. 居宅訪問型保育事業 10. 事業所内保育事業(認可) 11. 一時預かり事業 12. 病児保育事業 13. 企業主導型保育事業 14. 地方単独保育施設 15. その他の認可外保育施設 16. 認可外の居宅訪問型保育事業
発生時の体制	1. 0歳児 2. 1歳児 3. 2歳児 4. 3歳児 5. 4歳児 6. 5歳以上児 7. 異年齢構成 8. 学童
事故発生日	1. 令和2年～令和10年 2. 1月～12月 3. 1日～31日
事故発生時間帯	1. 朝(始業～午前10時頃) 2. 午前中 3. 昼食時・おやつ時 4. 午睡中 5. 午後 6. 夕方(16時頃～夕食提供前頃) 7. 夜間・早朝(泊り保育)
子どもの年齢	1. 0歳(0～11か月) 2. 1歳 3. 2歳 4. 3歳 5. 4歳 6. 5歳 7. 6歳 8. 学童
所属クラス	1. 0歳児クラス 2. 1歳児クラス 3. 2歳児クラス 4. 3歳児クラス 5. 4歳児クラス 6. 5歳以上児クラス 7. 異年齢構成 8. 学童
入園・入所年月日	1. 平成25年～令和10年 2. 1月～12月 3. 1日～31日
子どもの性別	1. 男児 2. 女児
事故の転帰	1. 負傷 2. 死亡
死因	0. 負傷 1. 乳幼児突然死症候群(SIDS) 2. 窒息 3. 病死 4. 溺死 5. アナフィラキシーショック 6. その他
事故誘因	0. 死亡 1. 遊具等からの転落・落下 2. 自らの転倒・衝突によるもの 3. 子ども同士の衝突によるもの 4. 玩具・遊具等施設・設備の安全上の不備によるもの 5. 他児から危害を加えられたもの 6. アナフィラキシーによるもの 7. 溺水によるもの 8. その他
負傷状況	0. 死亡 1. 意識不明 2. 骨折 3. 火傷 4. 創傷(切創・裂創等) 5. 口腔内受傷 6. その他
受傷部位	0. 死亡 1. 頭部 2. 顔面(口腔内含む) 3. 体幹(首・胸部・腹部・臀部) 4. 上肢(腕・手・手指) 5. 下肢(足・足指)
発生場所	1. 施設内(室内) 2. 施設内(室外・園庭等) 3. 施設外(園外保育先・公園等)
発生時状況	1. 屋外活動中 2. 室内活動中 3. 睡眠中(うつぶせ寝) 4. 睡眠中(うつぶせ寝以外) 5. 食事中(おやつ含む) 6. 水遊び・プール活動中 7. 登園・降園中 8. その他
事故予防マニュアルの有無	1. あり 2. なし
事故予防に関する研修	1. 定期的に実施 2. 不定期に実施 3. 未実施
職員配置	1. 基準以上配置 2. 基準配置 3. 基準以下
施設の安全点検	1. 定期的に実施 2. 不定期に実施 3. 未実施
遊具の安全点検	1. 定期的に実施 2. 不定期に実施 3. 未実施
玩具の安全点検	1. 定期的に実施 2. 不定期に実施 3. 未実施
教育・保育の状況	1. 集団活動中・見守りあり 2. 集団活動中・子ども達のみ 3. 個人活動中・見守りあり 4. 個人活動中・子どものみ 5. 睡眠(午睡)中 6. 食事(おやつ)中 7. その他
対象児の動き	1. いつもどおりの様子であった 2. いつもより元気がなかった[その理由:記載] 3. いつもより活発で活動的であった[その理由:記載] 4. 具合が悪かった(熱発・腹痛・風邪気味等)[その理由:記載]
担当職員の動き	1. 対象児とマンツーマンの状態(対象児に接していた) 2. 対象児の至近で対象児を見ていた 3. 対象児から離れたところで対象児を見ていた 4. 対象児の動きを見ていなかった
他の職員の動き	1. 担当者・対象児の動きを見ていた(至近距離にいた) 2. 担当者・対象児の動きを見ていなかった

資料6

(様式7：長期滞在児がいる場合の報告)

長期に滞在している児童について（報告）

令和 年 月 日

川 越 市 長

住 所
氏 名（又は名称）
代表者

次のとおり、長期に滞在している児童について報告します。

- 1 児童について
 - (1) 氏名
 - (2) 生年月日、年齢
 - (3) 性別
 - (4) 住所、電話番号

- 2 保護者について
 - (1) 氏名
 - (2) 続柄
 - (3) 住所、電話番号
 - (4) 勤務先等

- 3 滞在期間、滞在の状況等

- 4 その他（家庭の状況、家庭からの連絡の状況等）

保育所等における安全計画の策定に関する留意事項等について

(抜粋、一部を「施設⇒事業者」と読み替え)

【新省令に基づく安全計画策定の規定内容について】

- 児童福祉施設の設備等に関する基準等の一部を改正する省令（令和4年厚生労働省第159号）の規定による改正後の設備運営基準及び家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省第61号）（以下「新省令」という。）に基づき全ての保育所等は、令和5年4月より当該保育所等を利用する児童の安全を確保するための取組を計画的に実施するための計画（資料8を参照）を策定しなければならない。
(新省令第6条の3第1項)

- 安全計画では、居宅等の設備の安全点検の実施に関する事、児童に対し居宅室内での保育時はもちろん、散歩等の室外活動時や、事業者が独自に自家用車等による送迎サービスを実施している場合における自家用車等での運行時など室外での活動、取組等においても、安全確保ができるために行う指導に関する事、安全確保に係る取組等確実に行うための研修や訓練に関する事などを計画的に行うためのものであることが求められる。
(新省令第6条の3第1項)

- 策定した安全計画について、運営を管理すべき立場にある者（以下「事業者」という）は、研修や訓練を定期的に受講しなければならない。
(新省令第6条の3第3項)

- 事業者は、利用する児童の保護者等に対し、家庭での安全教育の実施等を促すなど児童の安全に関する連携を図るため、事業での安全計画に基づく取組の内容等を利用契約時等の機会において説明を行うなどにより周知しなければならない。
(新省令第6条の3第3項)

- 事業者は、PDCAサイクルの観点から、定期的に安全計画の見直しを行うとともに、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。
(新省令第6条の3第4項)

【安全計画の策定について】

- 事業者は、安全確保に関する取組を計画的に実施するため、各年度において、当該年度が始まる前に、居宅の設備等の安全点検や、室外での活動、取組等における児童に対する安全確保のための指導、事業者の各種訓練や研修等の児童の安全確保に関する取組についての年間スケジュール（安全計画）を定めること

- 安全計画の作成に当たっては、「いつ、何をなすべきか」を整理し、必要な取組を安全計画に盛り込むこととすること
- 以上の一連の対応を実施することをもって居宅訪問型保育事業者における安全計画の策定を行ったこととすること

【児童の安全確保に関する取組について】

- 児童の安全確保のために行うべき取組については、保育所保育指針等の法令や児童の安全の確保に関連しこれまでに発出されたマニュアルや事務連絡（事故防止等マニュアル、児童の見落とし等の発生防止に関する事務連絡、バス送迎の安全管理マニュアル等）等に基づき取組がすでになされていることが想定されるものや、学校保健安全法（昭和33年法律第56号）の規定に基づく安全計画（以下、「学校安全計画」という。）の策定など幼稚園の取組内容等を踏まえ、以下のようなものが考えられる。

①安全点検について

（1）施設・設備の安全点検

- ・ 居宅の設備等（備品、遊具等や防火設備、避難経路等）定期的に、文書として記録した上で、改善すべき点を改善すること。
- ・ 点検先は居宅室内のみならず、散歩コースや公園など定期的に利用する場所も含むこと

（2）マニュアルの策定

- ・ リスクが高い場面（午睡、食事、プール・水遊び、室外活動、自家用車送迎）での事業者が気を付けるべき点を明確にすること
- ・ 緊急的な対応が必要な場面（災害、不審者の侵入、家事（119番通報））を想定した対応、保護者等への連絡手段の構築、関係機関との協力体制の構築などを行うこと
- ・ これらをマニュアルにより可視化すること

②児童・保護者への安全指導等

（1）児童への安全指導

- ・ 児童の発達や能力に応じた方法で、児童自身の生活における安全や危険を認識すること、災害や事故発生時の約束事や行動の仕方について理解させるよう努めること
- ・ 交通安全について学ぶ機会を設けること

（2）保護者への説明・共有

- ・ 保護者自身が安全に係るルール・マナーを遵守することや、交通安全・不審者対応について確認できる機会を設けてもらうなど児童が家庭で安全を学ぶ機会を確保するよう依頼すること
- ・ 保護者に対し、安全計画及び安全に関する取組の内容を説明・共有すること

- ・また、児童の安全の確保に関して、保護者との円滑な連携が図られるよう、安全計画及び事業者が行う安全に関する取組の内容について、公表しておくことが望ましいこと

③実践的な訓練や研修の実施

- ・救急対応（心肺蘇生法、気道内異物除去、AED、エピペン®の仕様等）の実技講習を定期的に受け、訓練を行うこと
- ・自治体が行う研修・訓練やオンラインで共有されている事故予防に資する研修動画などを活用した研修を含め、研修や訓練は受講すること

④再発防止の徹底

- ・ヒヤリ・ハット事例の収集及び要因の分析を行い、必要な対策を講じること
- ・事故が発生した場合、原因等を分析し、再発防止策を講じるとともに、①（１）のマニュアルに反映すること

【安全確保に関する取組を行うにあたっての留意事項】

- リスクの高い場面（午睡、食事、プール・水遊び、室外活動、自家用車送迎等）での対応を含む室内外での事故を防止するためのマニュアルや、緊急的な対応が必要な場面（災害、不審者侵入等）時における保護者への連絡手段等を定めるマニュアルの策定が不十分である場合は、速やかに策定・見直しを行うこと
- 室内活動時はもちろん、散歩などの室外活動時においては特に、常に児童の行動の把握に努め、見失うことなどがないよう留意すること
このため、前途の児童の見落とし等の発生防止に関する事務連絡のうち、「保育所等における園外活動時の安全管理に関する留意事項」や「園児の見落とし等の防止に関する各自治体の取組例や実例を踏まえた留意事項」などを改めて参照すること
- 児童を取り巻く多様な危険を的確に捉え、その発達の段階や地域特性に応じた取組を継続的に着実に実施する必要があること。例えば、災害については、自身、風水害、人災に留まらず、土砂災害、津波、火山活動による災害、原子力災害などを含め、地域の実情に応じて適切な対応に努められたいこと
- 保育事業等において、独自に自家用車等による送迎サービスを実施している場合についても、事業者が実施し、提供するサービスである以上は、保育提供時間外であるとしても、常に児童の行動の把握に努め、児童の見落としなどがないよう対応が必要であること
このため、前途の送迎の安全マニュアルについて、既にあるマニュアルに追加して使用する、マニュアルを見直す際に参考にするなど、各事業者等での取組の補助資料として活用し、自家用車送迎の安全管理を徹底すること

令和 年度 認可外保育施設 保育安全計画（居宅訪問型保育事業者）

【ひな型】

事業者氏名： _____

◎安全点検

(1) 訪問先居宅の設備・周辺環境の安全点検

点検項目・内容	点検方法
居宅室内設備	
居宅室外設備	
居宅周辺環境	
保育室内	
玩具・遊具等	

(2) マニュアルの策定

分野	策定期期	見直し（再点検）予定時期	管理場所・方法
重大事故マニュアル	年 月 日	年 月 日	
<input type="checkbox"/> 午睡	年 月 日	年 月 日	
<input type="checkbox"/> 食事	年 月 日	年 月 日	
<input type="checkbox"/> 水遊び・プール	年 月 日	年 月 日	
<input type="checkbox"/> 室外活動	年 月 日	年 月 日	
<input type="checkbox"/> 送迎（実施の場合）	年 月 日	年 月 日	
<input type="checkbox"/> 降雪（必要に応じ）	年 月 日	年 月 日	
災害時マニュアル	年 月 日	年 月 日	
119 番対応時マニュアル	年 月 日	年 月 日	
救急対応時マニュアル	年 月 日	年 月 日	

不審者対応時マニュアル	年 月 日	年 月 日	
-------------	-------	-------	--

※登録マッチングサイトにより作成がある場合の活用可

◎児童・保護者に対する安全指導等

(1) 児童への安全指導（保育サービス提供時における安全、災害や事故発生時の対応、交通安全等）

児童の年齢	指導内容
乳児・ 1歳以上3歳未満児	
3歳以上児	

(2) 保護者への説明・共有

保護者への説明内容	共有方法

◎訓練・研修

(1) 事業者の研修・講習受講について

研修・講習内容 ※印は必須	受講日（受講予定日）
研修・講習名 内容： ※ ケガや急病等における応急手当の方法（実践）	年 月 日 修了証の発行 あり ・ なし
研修・講習名 ※「 救命講習 」 内容： 事故発生時に適切な救命処置が可能となる実技講習	年 月 日 修了証の発行 あり ・ なし
研修・講習名 内容：	年 月 日 修了証の発行 あり ・ なし
研修・講習名 内容：	年 月 日 修了証の発行 あり ・ なし

研修・講習名	年 月 日
内容：	修了証の発行 あり ・ なし

(2) 行政等が実施する訓練・講習スケジュール

※川越市、埼玉県等が実施する各種訓練・講習スケジュールについて参加目途にかかわらずメモする

--

◎再発防止策の徹底（ヒヤリ・ハット事例の収集・分析および対策）

--

◎その他の安全確保に向けた取組

--

◎事故発生時における対処方法および連絡方法

対処方法
連絡方法

◎事故発生後における詳細な内容の報告

--

保育事業者

事業名	
事業者氏名	
所在地	〒350- 川越市
事業を開始した年月日	平成 ・ 令和 年 月 日

提供する保育サービス

内容	一時預かり	単発 ・ 定期 ・ 送迎サービス		
	その他			
保育時間	平日	:	~	:
	土曜日	:	~	:
	日曜日	:	~	:
	祝・祭日	:	~	:
保育可能年齢	歳 か月 ~ 歳 か月			
利用料金	単発予約	円 / 1時間	キャンセル料	円
	定期予約	円 / 1時間	その他	
	直前予約	円 / 1時間		

利用定員	<p>※ 利用する乳幼児が、兄弟姉妹とともに利用しているなどの場合であって、かつ、保護者が契約において同意しているときは、例外として、原則1名を適用しないことができます。</p> <p>原則1名</p>
------	---

事業者の資格等 該当するものに☑

有資格者	<input type="checkbox"/> 保育士 <input type="checkbox"/> 看護師 <input type="checkbox"/> 准看護師		
無資格者	研修修了書の交付済み研修	<input type="checkbox"/> 居宅訪問型保育研修（基本研修）修了	
		<input type="checkbox"/> 子育て支援員研修（地域保育コース）修了	
<input type="checkbox"/> 子育て支援員研修（上記以外）修了			
<input type="checkbox"/> 家庭的保育者等 修了			
	研修未修了または未受講	<input type="checkbox"/> 資格なし。研修未受講（修了証交付なし）	研修修了の予定 令和 年 月

令和 年度 事業者の研修の受講状況

（保育に従事する者の人間性と専門性の向上を図る研修の受講内容）

令和 年 月 受講済・予定 【研修名】
令和 年 月 受講済・予定 【研修名】
令和 年 月 受講済・予定 【研修名】

契約している保険の種類、保険内容及び保険金額

保険の種類	
補償の内容	
保険金額	

提携している医療機関 ※ある場合

提携医療機関名：	提携内容
所在地：	

緊急時における対応方法について

非常災害対策について

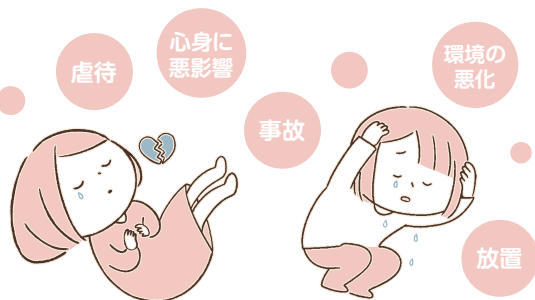
虐待の防止のための措置に関する事項

当事業者は児童福祉法第35条の許可を受けていない保育施設（認可外保育施設）として、同法第59条の2に基づき都道府県への設置届を義務付けられた施設です。

【設置届出先】
川越市役所 こども未来部こども政策課 ☎049-224-6278（直通）

「認可外」だけど 「何でもあり」じゃない!

- 子どもたちの健全な成長や安心安全な保育環境を実現するためにも、子どもの預かりを行う者の責務として『認可外保育施設指導監督基準』を守っていただくことが必要です!
- 認可外保育施設の中には、営利を優先するあまり、人員配置等の環境面への配慮が十分に行き届かず、死亡事故が発生した事例があります。
- また、ただちに事故に繋がらない場合でも、基準を満たさない状態で保育を続けることで、子どもたちの心身の発達に悪影響を及ぼす場合があります。
- 都道府県等は、認可外保育施設が子どもたちを保育するのにふさわしい内容や環境を確保しているかを確認するため、立入調査等により指導監督を行っています。改善勧告が改善されない場合や悪質なケースに対しては「事業停止命令または施設閉鎖命令」を行います。



認可外保育施設 指導監督基準とは?

わかりやすく解説した 動画があります!

認可外保育施設が 守るべき8項目

認可外保育施設の運営者の方、勤務する職員の方が守るべき基準を分かりやすく解説した動画です。なかなか基準について学ぶ時間が取れず、内容を把握することが難しいと感じられている方などは、映像とともに理解を深められます。



動画はこちら →



令和3年度子ども・子育て支援推進調査研究事業

企画・制作:株式会社小学館集英社プロダクション

認可外保育施設の運営者の方
認可外保育施設で働かれている方へ

資料 10

まずはここを
おさえましょう!

認可外保育施設の 運営のポイント



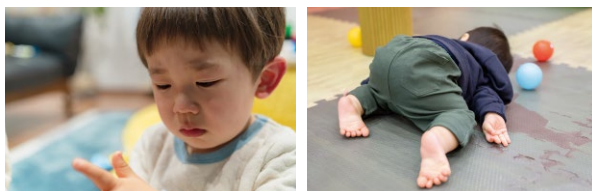
認可外保育施設 での事故

認可外保育施設では、以下のような要因から痛ましい事故が発生しており、死亡事故は16年間で合計**140件***にのぼります。

- 園長からの虐待
- 食事時の窒息



こうした事故の多くは、指導監督基準が守られていない施設で起きており、事故をなくしていくためにも、指導監督基準をすべての施設において守っていただくことが重要です。



なお、事故を起こした場合、多額の損害賠償が発生するケースもあります。

実際に、平成27年に起きた認可外保育施設での1歳児の死亡事故では、**5,700万円以上の損害賠償請求が認められました**。

*「教育・保育施設等における事故報告集計」より、平成16年～令和元年の件数

基準を満たさないと…

✓ 施設の閉鎖を求められることも…

都道府県等の指導監督により、施設に対する「改善指導」・「改善勧告」、施設名などの「公表」の措置を通じて改善を図り、改善されない場合や悪質なケースに対しては「事業停止命令または施設閉鎖命令」を行います。

✓ 保育料無償化の対象外となります…

認可外保育施設は、子ども子育て支援法の施行（令和元年10月）により、保育料無償化の対象とされています。

令和6年10月以降は、指導監督基準を満たさない施設については、保育料無償化の対象ではなくなりますので、ご注意ください。

基準を満たすことによるメリット

✓ 保育料無償化の対象となります！

✓ 税制上の優遇措置があります！

指導監督基準を満たす施設の利用料に係る消費税は非課税になります。

✓ その他、各自治体において、基準を満たす施設に対する支援がある場合があります！

認可外保育施設を 開設するときのルール

保育を目的とする施設*（小規模の施設やベビーシッターを含む）を開設した場合は、**開設後1ヶ月以内に届出が必要**です！

※教育目的である施設であっても、乳幼児が保育されている実態があれば届出を行う必要があるため、届出の必要性については、都道府県等へお問い合わせください。

届出をしていない、又は虚偽の届出を行っている施設の設置者は、**50万円以下の過料に処されます**。

(<http://www.acsa.jp/html/license/>)

働く職員の資格についてのルールも 守ってください！

認可外保育施設で働く職員には、一定の資格が必要です。特に、ベビーシッターとして働く場合は、保育士又は看護師（准看護師を含む）資格を有していない場合、都道府県等が実施する研修を受ける必要があります。研修の受講を希望する方は、各都道府県等におたずねください。



見落としがちな基準も忘れずに…

このほか、見落とされがちな基準の項目についてまとめたチェックリストもあります。

チェックリストはこちら →

※「10 認可外保育施設関係」の項目に掲載されています。



お忘れでないですか？～見落としがちな指導監督基準項目チェックリスト
(個人のベビーシッター)

	☑	チェック項目	備考欄
1		乳幼児の安全で清潔な環境や健康的な生活リズム(遊び、運動、睡眠等)に十分配慮がなされた保育が行われるよう、子どもの発達の特徴に関する事項、授乳、離乳食、食事の介助、睡眠・休息、排泄、入浴、清潔、だっこ、遊び等に関する事項について配慮していますか？	
2		玩具、救急用品等の子どもの健康や安全管理に関わるもの等、保育の実施に必要な備品等の用意について保護者に協力を求めていますか？	
3		保育士や看護師の資格を有していない場合、都道府県等が行う保育に従事する者に関する研修等を修了していますか？	修了が必要な研修については、届出を提出する都道府県等にお問い合わせください。
4		児童の身体及び保育中の様子並びに家族の態度等から、虐待等不適切な養育が疑われる場合は、児童相談所等の専門機関と連携する等の体制をとっていますか？	
5		避難経路、消火用具等の場所の確認など、火災、地震等の災害発生時における対処方法等について検討した上で、実施していますか？	
6		預かりの際、健康状態の観察や、保護者からの乳幼児の報告を受けていますか？(体温、排便、食事、睡眠、表情、皮膚の異常の有無、機嫌等)	
7		睡眠中の乳幼児は原則仰向けにし、その顔色や呼吸の状態をきめ細かく観察することにより、乳幼児突然死症候群(SIDS)に対する注意をはらっていますか？	
8		施設及びサービスに関する内容を提示していますか？	指導監督基準に様式があります(様式14)。
9		利用者に対し、契約内容を記載した書面等を交付していますか？	指導監督基準に様式があります(様式15)。
10		利用予定者に対し、提供するサービスを利用するための契約内容等について十分に説明していますか？	

※このチェックリストは、これまでの立入調査の結果、施設型の事業者において、基準に適合していない項目として、上位に挙げられる項目を参考とした上で、多大なコストや労力をかけず、少しの意識付けにより改善できると考えられる事項を中心にまとめたものです。そのため、このチェックリスト以外にも、満たすべき指導監督基準項目があることには留意ください。